

平成19年(ワ)第1417号 損害賠償請求事件

原告 今枝 仁 外3名

被告 橋下 徹

準備書面 1 2

平成20年3月6日

広島地方裁判所 民事第2部 合2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 島 方 時 夫

同 兒 玉 浩 生

1 網紀手続の併合等について

(1) 一般的な取り扱い

弁護士法上、1人の被懲戒請求者に対して、複数の懲戒請求がなされた場合、その調査を併合して行うことについては制限がなく、網紀委員会の判断に委ねられている。併合した場合は議決が1回で足りるが、懲戒手続に付さないという議決の内容は懲戒請求者に対して通知されるため(弁護士法第64条の7第1項第2号)、懲戒請求者相互にプライバシーが漏れる場合がありうる。したがって、「併合については、この点からの配慮を要する」(高中正彦『弁護士法概説[第3版]』280頁)とされている。

広島弁護士会「綱紀委員会及び綱紀手続に関する会規」(甲10)によれば、その第27条において、「綱紀委員会は、必要があるときは、対象弁護士等の意見を聴き、数個の事案の調査を併合し、又は分離することができる。」と定められている。

複数の懲戒請求事由が同一性の範囲内にある場合に各単位会綱紀委員会がいかなる対応をするかについては、一定の原則があるわけではなく、単位会によって異なった対応がとられている(甲16)。広島弁護士会綱紀委員会がいかなる対応をとってきたかについては、原告らは知らない。

なお、同事件に関する同様の懲戒請求であるからといって、後発の懲戒請求について調査を省略したり調査を経ぬまま却下するという制度は、法律上も会規上も存在しない。

(2) 本件での取り扱い

本件に関する綱紀委員会による調査については、原告らはいずれも、事案の調査の併合に関する意見の聴取を受けておらず、併合をする旨の決定にも接していない。

本件は、相互に無関係な懲戒請求者から請求がなされているものと思われるため、上記のようなプライバシーへの配慮が必要となる。

したがって、本件に関する調査は、少なくとも形式的には併合されることなく進行しているものと思われる。

後発の全く同じ懲戒請求書による請求についても、当初のものと全く同様に調査の開始が通知され、答弁書の提出が催告されている。

綱紀委員会の具体的な審理内容については、委員、調査員に守秘義務があり(上記会規第10条)、委員会の議事も非公開とされているため(同第11条)、原告らには知る由もなく、仮に裁判所を通じた調査囑託等を行ったとしても回答は得られないものと思われる。ただし、弁護士会綱紀委員長全国協議会での協議内容等、公開されている情報を見る限り、各単

位会綱紀委員会は本件のような前代未聞の多数の懲戒請求に対する対応には苦慮していることは明らかである（甲16）。

2 原告らに対する綱紀手続上の調査状況

原告今枝を例として、綱紀調査にあたっていかなる手続がなされたかを明らかにする。

（1）調査開始通知

綱紀委員会から、弁護士法第64条の7第1項第1号に基づき、調査開始を通知するものである。甲2号証のとおり、数件の懲戒請求についてまとめて通知されている場合が多い。

原告らは、これを郵便によって受け取り、懲戒請求の内容を確認し、記録を編てつして整理するなどの負担を負う。仮に一見して同じ様式の懲戒請求が多数あったとしても、果たして内容が同様であるかどうかは逐一懲戒請求書を精読しなければ判断できないのであって、この負担は懲戒請求書の内容に類似したものが多いためとって軽くなるわけではない。

（2）答弁書催告書

綱紀委員会から対象弁護士に対して、懲戒請求書に対する答弁書の提出を求める催告書が送達される。原告今枝は、平成19年7月18日、数十件の懲戒請求についてまとめて答弁書提出の催告を受けている（甲15号証の3）。

（3）答弁書の提出

対象弁護士は、上記の答弁書催告書によって定められた提出期限までに、対象となる懲戒請求書記載の懲戒事由について、答弁書を作成して提出しなければならない。原告今枝は、答弁書は催告書に対応して提出するものと判断し、事件ごとではなく、催告を受けている事件についてまとめて1通の答弁書（平成19年8月20日付。甲15の1。）を作成し提出した。

テンプレートを使用した全く同一内容ものについては、答弁書も共通した内容で足りる。しかし、一定の割合で懲戒事由を自作する懲戒請求者もいたため、主張されている懲戒事由を網羅した答弁をするためには、多大な労力を必要とした。

(4) 求釈明書の提出

原告今枝は、多くの懲戒請求書に、いかなる点が懲戒事由にあたるのか不明確な点があり、答弁すべき事項に迷うことがあった。そのため、懲戒請求の趣旨を明確化して答弁を簡潔に行う必要があると考え、平成19年9月25日付け求釈明書を作成して綱紀委員会に提出した(甲15の5)。

しかし、綱紀委員会から懲戒請求者に対して釈明が求められることはなかった。

(5) 再度の答弁書提出の催告及び答弁書兼意見書の提出

原告今枝は、平成19年10月17日付けで、それまでに調査開始通知がなされている事件について、さらに答弁書提出の催告を受けた(甲15の4)。

原告今枝は、催告書に対する答弁を兼ねて、五月雨式に続く懲戒請求に対する綱紀委員会のとるべき態度に関する意見を付して、答弁書兼意見書(平成19年12月10日付。甲15の2。)を1通、その時点で答弁書の催告を受けている全事件を対象として、作成し提出した。

(6) 資料の提出等

以上の手続書面のやりとりのほか、綱紀委員会から資料の提出を求められ(上記会規第41条第2項)、弁護団作成の報告書(甲3)や刑事事件の尋問調書の写しなどを提出した。

(7) 聴聞等

以上のほか、綱紀委員会による調査では対象弁護士からの聴取が行われるのが通例である。しかし、原告らはいまだ本件各懲戒請求について聴聞

の呼出を受けていない。

3 原告らの損害に相当する慰謝料の金額について

(1) 他の訴訟における損害額の認定

訴状に引用した最高裁平成19年4月24日判決が対象弁護士の損害（名誉又は信用の毀損）について認定した慰謝料金額は、50万円であった（甲17）。

また、名古屋地裁平成13年7月11日判決（判例タイムズ1088号213頁。甲18。）では、対象弁護士の損害（名誉・信用等毀損のおそれ及び弁明、反論等の負担）に対して認定された慰謝料金額は、100万円であった。

これらの2事例は、いずれも、対象弁護士が1件の懲戒請求を実際に受け、精神的苦痛（名古屋地裁の事例については手続的負担も含む）を負ったことによる損害のみをとりあげたものである。本件のように、テレビ放送上での扇動行為であり、テレビ放送上で事実の摘示をしているなどという特徴的な不法行為の要素を含む事例ではなく、多数の懲戒請求がなされた事例でもない。

(2) 原告らの損害金額

上記2のとおり、原告らに対する綱紀委員会の調査は、形式的にはともかく実質的には、異なる事件の手続の一部を共通して進行している部分がある。しかしながら、訴状記載の原告ら各自約300件の懲戒請求のうち、9割程度は同一内容のテンプレートを利用したものであるものの、1割程度（原告各自少なくとも20件以上）は独自の内容になっている。

また、本件被告発言の影響は現在も残存しており、広島弁護士会に対してなされた調査囑託の回答日（平成20年1月21日）時点では、懲戒請求件数は、原告今枝632件、原告新川615件、原告足立639件、原

告井上615件にそれぞれ達している。

上記の裁判例のうち少額である50万円を懲戒請求1件あたりの手続的負担及び精神的苦痛に相当する慰謝料金額と仮定したうえ、仮に20件の懲戒請求について本件被告発言との因果性を100%認めるならば、本件被告発言と相当因果関係のある原告らの損害は、慰謝料としては原告1人あたり少なくとも1000万円が相当であると試算される。

これだけでも本訴額を優に上回るのであるが、これは原告準備書面4で説明したB1の因果経路によって発生した損害を試算したにすぎない。A1ないしA3及びB2の因果経路によって発生した損害を含めれば、到底算出不能の損害が原告らに発生しているといえる。

4 原告らの共同弁護人に対する懲戒請求の結果

原告らの共同弁護人であり、広島弁護士会以外の弁護士会に所属する弁護士に対してなされた同様の懲戒請求について、札幌弁護士会は平成20年2月21日に、福岡県弁護士会は平成20年2月28日に、それぞれ綱紀委員会による調査の結果をふまえて懲戒不相当と決定した（甲14の5及び6）。

以上